

# 平成23年度 大東市教育委員会 11月 定例会 会議録

## 1. 開催年月日

平成23年11月16日(水) 午後3時00分～午後5時00分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者(4名)

- ・教育委員長 小南 市雄
- ・教育委員 小倉 秀夫
- ・教育委員 金林 良子
- ・教育長 中口 馨

## 4. 出席説明員(15名)

- ・学校教育部長 中岡 亘
- ・学校教育部指導監兼教育研究所長 山本 克
- ・生涯学習部長 中田 のぶ子
- ・学校教育部総括次長兼教育政策室長 石川 裕之
- ・生涯学習部総括次長兼生涯学習課長 南田 隆司
- ・学校教育部次長兼教育政策室課長 渡部 直実
- ・学校教育部教育政策室課長 品川 知寛
- ・学校教育部学校管理課長 中西 均
- ・学校教育部教育研究所総括参事 武内 秀人
- ・学校教育部教育政策室課長参事 植木 眞一郎
- ・学校教育部教育政策室課長参事 山内 敏弘
- ・北条青少年教育センター所長 末松 良三
- ・野崎青少年教育センター所長 三原 一廣
- ・生涯学習部スポーツ振興課長 植田 栄一
- ・学校教育部教育政策室上席主査 森垣 一郎

## 5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教委議案第27号  
職員に係る懲戒処分等について

日程第3 教委議案第28号  
平成24年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について

日程第4 教委議案第29号  
大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例について

日程第5 一般業務報告

6. 議案書

教委議案第27号

職員に係る懲戒処分等について

平成23年9月28日に発生した介助員の小学校児童に対する暴行行為について、次のとおり処分を行う。

平成23年11月16日提出

大東市教育委員会  
教育長 中口 馨

理 由

「大東市臨時職員の任用および勤務条件等に関する規則の規定」により懲戒処分を行うとともに管理監督責任により、関係職員を口頭嚴重注意に処するものとする。

教委議案第28号

平成24年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について

平成24年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について、次のとおり決定する。

平成23年11月16日提出

大東市教育委員会  
教育長 中口 馨

理 由

市民の教育に対する要望に応え、学校教育の健全な発展を期すべく、組織的・機能的な学校運営と教職員の教育意欲・資質の向上を目指して、適切な人事管理のもとに教職員組織の充実を図るため。

## 平成24年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針

平成23年11月16日制定  
大東市教育委員会

豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、21世紀を担う人材育成を推進するために、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。

- 1 各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。
- 2 児童生徒数の増減および各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。
- 3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換および地区内異動等の人事を積極的に進める。
- 4 新規採用の教職員については、豊かな人間性と教育に対する熱意を有する人材の育成に努める。
- 5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材の登用に努める。
- 6 人事の刷新を図るため、退職勧奨制度の趣旨の周知に努める。

## 平成24年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領

平成24年度大東市立小・中学校教職員人事は、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に行うものとする。

### 1. 教職員の人事について

#### (1) 過欠員の調整

児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換および広域異動(以下「異動等」という。)を行い、効率的な過欠員の調整を図る。

#### (2) 教職員構成の適正化

① 各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するように留意する。

特に、小学校の統合に係る人事配置については、新校における教育活動がスムーズに行えるよう配慮する。

② 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材とともに学校の教育課題に対応する人材を学校の実情に応じて配置に考慮する。

なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流の経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。

#### (3) 学校の活性化を図る人事の推進

学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。

#### (4) 市町村間等における人事交流の推進

異動等を行うに当たっては、市町村間、他府県及び異なる校種等、様々な人事交流を積極的に推進する。

#### (5) 新規採用教職員の人事

新規採用教職員については、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。また、異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。

#### (6) 首席・指導教諭の配置

首席及び指導教諭の配置については、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行う。

### (7) 異動の対象者

学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。

#### ① 新規採用者

現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長6年を目途とする。

#### ② ①以外の者

現任校において7年以上勤務する者。ただし、最長10年を目途とする。

- ・現任校における勤務年数が7年未満の者で、校長の意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が異動することが適当であると認めた者を異動の対象者とする。
- ・現任校における勤務年数が10年以上の者で、校長の意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が引き続き勤務させることが必要であると認めた者は異動の対象者とししない。

### 2. 校長および教頭の人事について

校長および教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに、若手の登用を心がけ、学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。

### 3. 女性教職員の人事について

- (1) 各学校における主任等の任命に当たっては、女性教職員の活用を計画的に進める。
- (2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。

### 4. 教職員の退職について

年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨の周知徹底を図る。

大東市立小・中学校教職員人事取扱要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>平成24年度</u>大東市立小・中学校教職員 人事取扱要領</p> <p><u>平成24年度</u>大東市立小・中学校教職員人事は、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に行うものとする。</p> <p>1. 教職員の人事について</p> <p>    (1) 過欠員の調整         同右</p> <p>    (2) 教職員構成の適正化</p> <p>① 同右</p>	<p><u>平成23年度</u>大東市立小・中学校教職員人事取扱要領</p> <p><u>平成23年度</u>大東市立小・中学校教職員人事は、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に行うものとする。</p> <p>1. 教職員の人事について</p> <p>    (1) 過欠員の調整         児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換および広域異動（以下「異動等」という。）を行い、効率的な過欠員の調整を図る。</p> <p>    (2) 教職員構成の適正化</p> <p>① 各学校における教職員の構成については年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するように留意する。         特に、小学校の統合に係る人事配置については、新校における教育活動がスムーズに行えるよう配慮する。</p>

新	旧
<p>② 同右</p> <p>(3) 学校の活性化を図る人事の推進            学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに<u>若手教職員の学校運営への参画を促進する等</u>、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。</p> <p>(4) 市町村間等における人事交流の推進            同右</p> <p>(5) 新規採用教職員の人事            同右</p>	<p>②「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材とともに学校の教育課題に対応する人材を学校の実情に応じて配置に考慮する。</p> <p>なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流の経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。</p> <p>(3) 学校の活性化を図る人事の推進            学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。</p> <p>(4) 市町村間等における人事交流の推進            異動等を行うに当たっては、市町村間、他府県及び異なる校種等、様々な人事交流を積極的に推進する。</p> <p>(5) 新規採用教職員の人事            新規採用教職員については、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。</p> <p>また、異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。</p>

新	旧
<p>(6) 首席・指導教諭の配置 同右</p> <p>(7) 異動の対象者 <u>学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。</u></p> <p>① 新規採用者 同右</p> <p>② ①以外の者 同右</p>	<p>(6) 首席・指導教諭の配置首席及び指導教諭の配置については、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行う。</p> <p>(7) 異動の対象者</p> <p>① 新規採用者 現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長6年を目途とする。</p> <p>② ①以外の者 現任校において7年以上勤務する者。ただし、最長10年を目途とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現任校における勤務年数が7年未満の者で、校長の意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が異動することが適当であると認められた者を異動の対象者とする。</li> <li>・現任校における勤務年数が10年以上の者で、校長の意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が引き続き勤務させることが必要であると認められた者は異動の対象者とししない。</li> </ul>

新	旧
<p>2. 校長および教頭の人事について            校長および教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに、<u>若手の登用を心がけ</u>、学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。</p> <p>3. 女性教職員の人事について            (1) 同右</p> <p>(2) 同右</p> <p>4. 教職員の退職について            同右</p>	<p>2. 校長および教頭の人事について            校長および教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。</p> <p>3. 女性教職員の人事について            (1) 各学校における主任等の任命に当たっては、女性教職員の活用を計画的に進める。</p> <p>(2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。</p> <p>4. 教職員の退職について            年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨の周知徹底を図る。</p>

教委議案第 29 号

大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例について

大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 23 年 11 月 16 日提出

大東市教育委員会  
教育長 中口 馨

理 由

通園バス使用料について規定することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条例 第 号

大東市立幼稚園条例（昭和46年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(保育料等)」に改め、同条第1項中「および保育料」を「、保育料および通園バス使用料（以下「保育料等」という。）」に改め、同項第2号中「1人につき」の次に「次表に掲げる額」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 通園バス使用料 園児1人につき月額3,000円（ただし、8月分は徴収しない。）

第6条第2項中「入園金および保育料」を「保育料等」に改める。

第7条の見出しを「(保育料等の納入)」に改め、同条中「入園金および保育料」を「保育料等」に改める。

第9条中「または園児を1カ月以上」を「、園児を1か月以上」に、「ならびに委員会」を「または委員会」に、「または管理上」を「もしくは管理上」に改める。

別表中

「

大東市諸福1丁目57番地
大東市北条5丁目1583番地の2

を

」

「

大東市諸福一丁目2番1号
大東市北条五丁目6番52号

に改める。

」

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 大東市立幼稚園条例新旧対照表

新	旧								
<p>(保育料等)</p> <p>第6条 幼稚園の入園金、<u>保育料および通園バス使用料</u>(以下「保育料等」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入園金 園児1人につき5,000円</p> <p>(2) 保育料 園児1人につき次表に掲げる額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">4歳児</td> <td style="text-align: center;">月額8,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5歳児</td> <td style="text-align: center;">月額7,000円</td> </tr> </table> <p>(3) 通園バス使用料 園児1人につき月額3,000円(ただし、8月分は除く。)</p> <p>2 既納の<u>保育料等</u>は、これを返還しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第7条 <u>保育料等</u>は、委員会の指定する期日までに納入しなければならない。</p> <p>(出席停止または退園)</p> <p>第9条 保護者が保育料を滞納したとき、<u>園児を1か月以上無断で欠席させたときまたは委員会において園児が保育上もしくは管理上不適当と認めるときは、一時その出席を停止し、またはこれを退園させることができる</u></p> <p><u>付則</u> この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	4歳児	月額8,000円	5歳児	月額7,000円	<p><u>入園金および保育料</u>)</p> <p>第6条 幼稚園の入園金<u>および保育料</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入園金 園児1人につき5,000円</p> <p>(2) 保育料 園児1人につき</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">4歳児</td> <td style="text-align: center;">月額8,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5歳児</td> <td style="text-align: center;">月額7,000円</td> </tr> </table> <p>2 既納の<u>入園金および保育料</u>は、これを返還しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第7条 <u>入園金および保育料</u>は、委員会の指定する期日までに納入しなければならない。</p> <p>(出席停止または退園)</p> <p>第9条 保護者が保育料を滞納したとき、<u>または園児を1か月以上無断で欠席させたときならびに委員会において園児が保育上または管理上不適当と認めるときは一時その出席を停止し、またはこれを退園させることができる</u></p>	4歳児	月額8,000円	5歳児	月額7,000円
4歳児	月額8,000円								
5歳児	月額7,000円								
4歳児	月額8,000円								
5歳児	月額7,000円								

新 別表（第2条関係）

名称	位置	定員	
		4歳児	5歳児
大東市立 諸福幼稚園	<u>大東市諸福 一丁目2番1号</u>	70人	80人
大東市立 北条幼稚園	<u>大東市北条 五丁目6番52号</u>	70人	80人

旧 別表

名称	位置	定員	
		4歳児	5歳児
大東市立 諸福幼稚園	<u>大東市諸福 1丁目57番地</u>	70人	80人
大東市立 北条幼稚園	<u>大東市北条 5丁目1583番地の2</u>	70人	80人

## 7. 一般業務報告

来ぶらり四条(東部図書館・歴史とスポーツふれあいセンター)  
堂山広場  
市民ギャラリー

各施設のオープンまでのスケジュールについて

## 8. 会議録

小南委員長

それでは、本日の委員会を開催いたします。開催に先立ち、委員の出席状況について報告をお願いします。

中岡部長

本日の委員出席状況は4名でございます。

小南委員長

報告のとおり、定足数に達していますので、ただ今から平成23年大東市教育委員会11月の定例会を開催いたします。

日程第1 本日の定例会の会議録署名委員を指名を行います。本日の署名委員は会議規則第6条第2項の規定により、委員長において金林委員を指名いたします。

日程第2 教委議案第27号 「職員に係る懲戒処分について」ですが、人事案件ですので非公開としてよろしいですか。

・・・・・・・・全委員賛成 以下非公開・・・・・・・・

小南委員長

教委議案第27号は全会一致で採択いたします。つづきまして、教委議案第28号「平成24年度大東市立小・中学校教職委員人事基本方針について」説明をお願いします。

植木課長参事

教委議案第28号「平成24年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針」について説明させていただきます。提案理由といたしまして、市民の教育に対する要望に応え、学校教育の健全な発展を期すべく、組織的・機能的な学校運営と教職員の教育意欲・資質の向上をめざして、適切な人事管理のもとに教職員組織の充実を図るためでございます。それでは2枚目の「平成24年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針」をご覧ください。豊かな心と確かな学力を育む学校教育を展開し、21世紀を担う人材育成を推進するために、次の重点事項にもとづき適正な人事を行いたいと考えております。まず、1点目、各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。2点目、児童生徒数の増減および各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異

動を行う。3点目、教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換および地区内異動等の人事を積極的に進める。4点目、新規採用の教職員については、豊かな人間性と教育に対する熱意を有する人材の育成に努める。5点目、校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材の登用に努める。6点目、人事の刷新を図るため、退職勧奨制度の趣旨の周知に努める。以上6点を重点事項といたします。次に、この基本方針を踏まえた具体的な方向性を3枚目以降の「平成24年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領」に示しております。今年度は、内容に大きな変更はございません。大阪府教育委員会が示す人事基本要領が市の要領の基礎となりますため、今年度の府教委の加筆・修正に基づく何点かの変更となります。説明については、新旧対照表をご覧ください。まず、年度を「平成24年度」に改めております。本年度も、前述の人事基本方針に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の重点事項に基づいて計画的に教職員人事を行いたいと考えております。まず、1. 教職員の人事についてですが、(1) 過欠員の調整については、昨年度と変更なく、児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換および広域異動を行い、効率的な過欠員の調整を図ってまいります。次に(2)、教職員構成の適正化でございます。①、年齢別性別、担当教科別、学校課題等を勘案し、各分野の推進力となる教職員を適性に配置し、教職員構成の適正化に努めてまいります。また今年度から3年続く「小学校統合」を踏まえて、統合に係る人事配置については、新校における教育活動がスムーズに行えるよう配慮してまいります。②、「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材とともに、学校の教育課題に対応する人材を学校の実情

に応じた配置すること、及び、日本人学校などの在外教育施設、他市や府立学校などとの人事交流経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が生かされるよう配慮すること、これも昨年と変更はありません。次に、(3) 学校の活性化を図る人事の推進の項目についてでございます。新規採用者の大量採用がまだしばらく続く中、若手教職員の育成とその活躍が学校運営のポイントであり、府教委の要領に下線部分の文言が盛り込まれました。これに基づき、学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進してまいります。次に(4) 市町村間等における人事交流の推進については、昨年と変更なく異動等を行うに当たっては、様々な人事の交流を積極的に推進してまいります。

(5) 新規採用教員の人事についても変更はございません。新規採用教職員については、資質向上の観点から適正な配置を考慮し、異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進してまいります。(6) 首席・指導教諭の配置についても昨年度と変わりなく、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行ってまいります。(7) は異動の対象者についてでございます。この項目については、今年度、府教委の要領において、原則の再確認の意味合いとして「学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する」という文言が追加されました。①新規採用者については、現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長6年を目途とする。②新規採用者以外の者については、現任校において7年以上勤務する者。ただし、最長10年を目途とする。なお、学校運営上の特段の理由により、この年限の例外について学校長からの意見具申を受

け、市教委が府教委へ内申し、府教委がそれを適当と認めた場合は、7年未満の者についても異動の対象者とする、また、10年以上の者でも異動の対象者としなないといった柔軟な対応がございます。続いて、2、校長および教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置することしておりますが、1.の(3)でも述べましたとおり、若手の育成の観点から、府教委の要領に基づき、下線のとおり「若手の登用を心がけ」を追加いたしました。次に3、女性教職員の人事については、(1)、主任等の任命に当たり、女性教職員の活用を計画的に進めるとともに、(2)、母性保護の観点に十分留意することとしています。最後に、4、教職員の退職についても変更点はなく、年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨の周知徹底を図ることとしております。以上、人事基本方針並びに人事取扱要領について、変更点とともに提案をさせていただきました。何卒、よろしくご審議のほどお願いいたします。

小南委員長

ただいまの人事基本方針についてご質問ございますか。

小倉委員

教職員の年齢の配分を教えてください。

植木課長参事

小学校の教諭で50代が34.5%、40代が8.2%、30代が29.4%、20代が27.8%となっています。40代が非常に少ない状況でございます。次に中学校では50代が28.0%、40代が16.0%、30代が28.0%、20代が28.0%でございます。

小倉委員

女性教諭の主任は何人ほどいらっしゃいますか。

植木課長参事

主任につきましては、教務主任や学年主任がでございます。小学校で教務主任が4名、学年主任が35名、中学校では教務主任が1名、学年主任が7名です。

金林委員	<p>新任の先生方のことになってしまうのですが、教職に就かれてからすぐに退職される方が増加傾向にあると新聞で見ました。大東市で働かれている新任の先生方43名のみなさんの現場での状況がわかれば教えていただけますか。</p>
植木課長参事	<p>教諭については確かに43名でございます。現在のところ退職者は出ておりませんが、病気療養等に入った者が存在します。また、大阪府全体の今年度の新規採用教員の退職者は10月末現在6名で、昨年同時期に比べ1名増となっております。</p>
小南委員長	<p>私から質問いたします。人事取扱要領の(7)異動の対象者についてですが、②の最後に大阪府の教育委員会が引き続き勤務させることが必要と認めた場合には異動の対象者としなないという文言がありますが、勤務年数としては十分異動対象でも教育委員会の意向で判断されてしまうのですか。ここに本人の意思は反映されないのですか。</p>
植木課長参事	<p>異動につきましては、基本的に本人の意思を優先します。よって、その学校に残っていただくにしても校長先生等とよく話し合っただけ、最終的には本人納得の上での結論と考えます。</p>
小南委員長	<p>つづいて、(2)教職員構成の適正化の②についてですが、「大東市人権教育基本方針」の趣旨を重んじ、教職員一人一人の差別意識等の有無を確認する体制は整っているのでしょうか。</p>
植木課長参事	<p>教職員は新任当初より人権の研修を大阪府と大東市で行っております。また、学校においても日々の教育活動の中で人権に関わる問題は、関係部署と連携を持ちながら話し合いの場を設けていただいております。差別意識の根絶に学校と教育委員会は日々努めている次第です。</p>
小南委員長	<p>子どもたちや保護者の皆さんが心を痛める差別表現が教職員から出ることは大きな問題と認識しています。管理職の方々にはそのよ</p>

うなことが起きないようによろしくお願いいたします。また、外国籍を持つ児童・生徒が授業や学校生活の中で、言葉の面で周囲とのコミュニケーションをうまくとれないような問題があると思いますが、日常において何か対策を講じていますか。

山内課長参事

現在日本語指導要員を配置し対応している次第です。日本語指導要員は活用率が高いため、来年度には増員を検討している状況でございます。

小南委員長

他どなたかご質問等ございませんか。なければ教委議案第28号を採択いたします。教委議案第28号に同意の方は挙手願います。

・・・・・・・・・・全員一致で同意・・・・・・・・・・

では教委議案第28号は全会一致で採択いたします。つづいて、教委議案第29号大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

中西課長

教委議案第29号大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例について説明いたします。今回の条例改正は今まで内規にて定めておりましたバス使用料を条例にて規定することに伴いまして、所要の改正をするものでございます。お手元の資料をご覧ください。まず第6条第1項中の入園金および保育料の箇所を、入園金、保育料および通園バス使用料（以下「保育料等」という。）に改めます。同様に第6条の見出しおよび同条2項、第7条の見出しおよび第1項中の入園金および保育料を、保育料等に改めるものとします。また、第6条第1項第3号といたしまして、バス使用料を月額3,000円徴収する旨の項目を追加するものとします。次により適切に表記するため第6条第1項第2号中保育料園児1人につきのあとに次表に掲げる額の文言を加え、第9条中の1カ月の表記、カタカナの”カ”をひらが

なの”か”に、また接続詞をそれぞれ第6条の幼稚園の入園金の後に句読点をつけ、第9条の、ならびに委員会を、または委員会、または管理上を、もしくは管理上に改めます。最後に現在地番表記になっております幼稚園の位置を小・中学校ならびに教育センターが住所表記となっておりますことから、それに準じまして住所表記に改めています。以上大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。なにとぞよろしくご決議いただきますようお願いいたします。

小南委員長

ただいまの提案についてご質問等ございますか。なければ、教委議案第29号を採択いたします。教委議案第29号に同意の方は挙手願います。

・・・・・・・・・・全員一致で同意・・・・・・・・・・

では教委議案第29号は全会一致で採択いたします。つづいて、一般業務報告に移ります。説明をよろしく願います。

南田総括次長

今年度、当部の主要事業として、平成24年度供用開始に向けて進めている、東部図書館と歴史とスポーツふれあいセンター、総合文化センター内の市民ギャラリー、堂山古墳の整備の進捗状況とオープニングについてご報告いたします。東部図書館と歴史とスポーツふれあいセンターは、来ぶらり四条という愛称を決定していただいているところですが、校舎の改装工事を予定どおり11月末で竣工し、12月からは備品や図書の搬入を行っていきます。また、管理運営に関しては、他の施設の指定管理者の指定期間を合わせるため、指定期間が平成23年12月26日から平成25年3月31日までと1年3か月強と短くなったことと、円滑にオープンを迎えるために、東部図書館では丸善、歴史とスポーツふれあいセンターではアステムを従来から実績のある指定管理者を非公募で指定管理者の候補者と決定しました。今後、12月議会に議案として上程し、

議決後、直ちに指定管理者として指定する予定です。市民ギャラリーにつきましては、9月議会で条例を一部改正し、教育委員会においても条例施行規則を改正していただきました。改装工事については、歴史民俗資料館の物品が新資料館に搬出以降、12月から行う予定です。堂山古墳の整備については、現在大阪広域水道企業団による工事が進められております。無償譲渡の条件である市の史跡指定手続も、文化財保護審議会で検討していただいているところであり、指定の答申がいただければ来年に入って教育委員会で審議していただく予定です。また、堂山広場の設置条例等についても教育委員会と市議会に上程し、審議していただく予定としております。これらの事業については、いずれも、工事途中で平成24年4月1日の供用開始に向け全力で取り組んでいるところですが、これに先立ち、3月24日（土）に、この施設のオープニングを行う予定です。午前中に来ぶらり四条と、堂山広場、午後に市民ギャラリーという順序で行います。以上です。

小南委員長

ただいまの報告に何かご質問ございますか。なければ、その他報告ございますか。

植田課長

スポーツ振興課から「大東スポーツカーニバル」と「ラン&ウォーク」の事業報告をさせていただきます。まず、10月8日から10日の間で開催しました、大東スポーツカーニバルは体育館を中心に市内9カ所で14種目の競技を実施しました。8日の開会式には97名、9日の坂道ウォーキングには44名、10日の体育の日には1,303名で、延べ1,444名の方が参加していただきました。また、去る11月6日に開催いたしました「ラン&ウォーク」ですが、当日は雨模様の天気です。深北緑地公園の芝生広場の状況等の関係で、急きょ体育館に場所を変更しましたが、137名の方が参加されて、各教室やチャレンジランなどで楽しんでいただくことが

小南委員長

出来ました。報告は以上でございます。

他に報告はございますか。また、委員の皆様何かありましたらお願いいたします。

金林委員

先ほど人事関係で新任の先生のお話を聞かせていただきましたが、大阪府の学力状況調査の市町村別が公表されて、先生方は非常に厳しい立場におかれていると思います。仕事量も増えて大変だとは思いますが、くれぐれも健康面についてバックアップをよろしくお願いします。

小南委員長

他にございますか。なければ、私から申し上げます。北条小学校と北条西小学校の統合の件ですが、現在の通学路の整備の進捗状況を説明してください。また、統合に向けての両校の交流準備はどのような状況かを説明してください。

石川総括次長

通学路の進捗について説明いたします。旧の170号線の2か所が横断箇所となっております。ひとつは北条交番の位置でございます。この部分の用地買収等は完了しており、明日より家屋解体を開始します。解体が終わりますと工事に着工いたします。次に谷田川橋交差点でございます。河川の管理者である枚方土木事務所と調整が終わり、この場所に歩行者溜まりを作る計画でまもなく着手いたします。次に北条小学校の通用門の崖くずれの箇所に擁壁を設置する予定です。何れも4月の開校に間に合うよう工事を進めてまいります。以上です。

山本指導監

交流活動については昨年度から北条小と北条西小の各学年対応という形で、主に北条西小の児童が北条小を訪ねてスポーツ活動やレクリエーションでの交流を行っています。また、教員であれば実際の学校教育目標であったり、備品等の連絡調整の会議を開催したり、PTAでは組織間の調整をしていただいているところであります。

小南委員長

最後に学校現場に訪れた来校者の方に対して、教員が率先して挨

挨拶を励行するように指導してあげてください。子どもたちに礼儀を教える立場の者が来校者等に挨拶をしないのは大いに問題であると考えます。よろしくお願いします。その他何かございますか。なければ本日の教育委員会はこれにて終了いたします。

平成23年12月15日

小南委員長

金林委員